

添付法令資料 1 :

モロッコにおける家族相互扶助基金の受給条件・手続を定める法律第 41-10 号の
規定を適用するための 2011 年 9 月 6 日付政令第 2-11-195 号 (目次)

- 第 1 章 国・認証機関間の協定に係る認可 (第 1 条)
- 第 2 章 基金の受給を申請するための必要書類 (第 2 条～第 3 条)
- 第 3 章 基金の前払金の上限額 (第 4 条～第 5 条)

添付法令資料 2 :

韓国保険業法 (目次)

2015 年 7 月 31 日法律第 13453 号により一部改正 2016 年 8 月 1 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 3 条)
- 第 2 章 保険業の許可等 (第 4 条ないし第 12 条)
- 第 3 章 保険会社
 - 第 1 節 削除 (第 13 条ないし第 17 条)
 - 第 2 節 株式会社 (第 18 条ないし第 33 条)
 - 第 3 節 相互会社
 - 第 1 款 設立 (第 34 条ないし第 45 条の 2)
 - 第 2 款 社員の権利及び義務 (第 46 条ないし第 53 条)
 - 第 3 款 会社の機関 (第 54 条ないし第 59 条)
 - 第 4 款 会社の計算 (第 60 条ないし第 64 条)
 - 第 5 款 定款の変更 (第 65 条)
 - 第 6 款 社員の退社 (第 66 条ないし第 68 条)
 - 第 7 款 解散 (第 69 条及び第 70 条)
 - 第 8 款 清算 (第 71 条ないし第 73 条)
 - 第 4 節 外国保険会社国内支店 (第 74 条ないし第 82 条)
- 第 4 章 募集
 - 第 1 節 募集従事者 (第 83 条ないし第 94 条)
 - 第 2 節 募集関連遵守事項 (第 95 条ないし第 101 条)
 - 第 3 節 募集契約者の権利 (第 102 条ないし第 103 条)
- 第 5 章 資産運用
 - 第 1 節 資産運用の原則 (第 104 条ないし第 114 条)
 - 第 2 節 子会社 (第 115 条ないし第 117 条)
- 第 6 章 計算 (第 118 条ないし第 122 条)

第7章	監督（第123条ないし第136条）
第8章	解散及び清算
第1節	解散（第137条ないし第155条）
第2節	清算（第156条ないし第161条）
第9章	関係者に対する調査（第162条ないし第164条）
第10章	損害保険契約の第三者保護（第165条ないし第174条）
第11章	保険関係団体等
第1節	保険協会等（第175条ないし第180条）
第2節	保険計理及び損害算定（第181条ないし第192条）
第12章	補則（第193条ないし第196条）
第13章	罰則（第197条ないし第210条）
附則	

添付法令資料3：

非銀行金融活動に関する2002年12月12日付モンゴル国法律（目次）
2015年最終改正

第1章	総則（第1条ないし第4条）
第2章	非銀行金融活動への従事（第5条ないし第11条）
第3章	非銀行金融機関の活動に従事する者に対し禁止する事項及び課すべき要求（第12条及び第13条）
第4章	自己資本及び財務諸表（第14条ないし第18条）
第5章	非銀行金融活動に対し行うべき監督（第19条）
第6章	責任（第20条及び第21条）

添付法令資料 4 :

商業銀行の株式保有に関する 2016 年 12 月 7 日付
インドネシア共和国金融サービス庁規則 No.56/POJK.03/2016 (目次)
同月 9 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 株式保有の上限 (第 2 条ないし第 9 条)
- 第 3 章 株式保有の上限の適用に係る義務 (第 10 条ないし第 16 条)
- 第 4 章 保有上限の遵守義務に係る措置 (第 17 条及び第 18 条)
- 第 5 章 雑則 (第 19 条及び第 20 条)
- 第 6 章 制裁 (第 21 条)
- 第 7 章 経過規定 (第 22 条)
- 第 8 章 終則 (第 23 条及び第 24 条)

添付法令資料 5 :

ベトナムにおいて従業する外国労働者に関する労働法の若干の条項の
施行細則を定める政府の 2016 年 2 月 3 日付第 11/2016/ND-CP 号議定の
若干の条項の施行を指導する通知 (目次)
労働・傷病兵・社会省の 2016 年 10 月 25 日付第 40/2016/TT-BLĐTBXH 号
通知 / 16.12.12 施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 5 条)
- 第 2 章 労働許可証の発給、再発給及び回収 (第 6 条ないし第 13 条)
- 第 3 章 実施組織 (第 14 条ないし第 17 条)
- 第 4 章 施行条項 (第 18 条)